

16 学校安全・防災教育の推進 (幼・小・中)

ー 幼児児童生徒の危険回避能力の育成 ー



学校安全は、幼児児童生徒が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、幼児児童生徒の安全を整えることをねらいとしている。学校における適切な安全管理(安全点検表等による、定期的・臨時的・日常的な安全点検の確実な実施)と安全教育の充実を図り、安全で安心な学校づくりの推進を図る必要がある。

ここがポイント(取組の重点)

◇各種危機管理マニュアルの作成・改善・見直しは、毎年行うことが必要

(1) 生活安全

- ① 「危機管理マニュアル」を避難訓練や校内研修及び各教科等において効果的に活用し、**防犯教育の充実**に努める。
- ② 不審者侵入に対する避難訓練や防犯教室の取組を通して、**幼児児童生徒の危険回避能力の育成**に努める。
- ③ 不審者等の情報に対しては、地域巡回や不審者情報を発信し、注意喚起に努める。
- ④ 通学路の安全点検を行い、危険箇所について地域安全マップの作成に努める。

(2) 交通安全

- ① 「危機管理マニュアル」を効果的に活用し、交通安全教室(自転車教室も含む)や校内研修等を通して、幼児児童生徒の危険回避能力の育成と教職員の資質向上を図るとともに、**交通安全教育の充実**に努める。
- ② 幼児児童生徒による**地域安全マップの作成**を通して、危険回避能力の育成に努める。
- ③ 通学路の安全点検を行い、各市町村教育委員会や**関係機関(所轄警察署・道路管理者)**と連携し、危険箇所の改善に努める。

(3) 災害安全

- ① 学校保健安全法第29条に基づき、沖縄県教育委員会発刊の「危機管理マニュアル」等を参考に、**学校の実情等に応じた独自の「危機管理マニュアル」を作成する。**
※防災教育におけるマネジメントサイクルでは、I-CAPD が有効的である。(I:イメージ) I-CAPD(何が起こる?→何が問題?→話し合い→対策→実行)サイクルを通した実施計画を作成。
- ② 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて的確な判断の下に、**自らの安全を確保するための行動ができるよう指導の充実**に努める。
- ③ 「危機管理マニュアル検討委員会」を設置し、必要に応じて見直し作成を行う。その際、PDCA マネジメントサイクルを活用し改善に努める。(検討委員のメンバーに保護者や地域の関係者等を加えることが望ましい。)

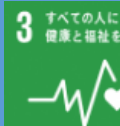
■ 関連資料 ■

◎『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(追補版)』	文部科学省	令和 6 年
◎『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』	文部科学省	令和 3 年
◎『生きる力をはぐくむ学校での安全教育』	文部科学省	平成 31 年
◎『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』	文部科学省	平成 30 年
◎『生きる力を育む防災教育の展開』	文部科学省	平成 25 年
◎『児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成 25 年
◎『学校における地震・津波災害等対策危機管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成 24 年
◎『学校防災マニュアル：作成の手引き』	文部科学省	平成 24 年

16 学校安全・防災教育の推進

(高等学校)

－ 生徒の危険回避能力の育成 －



学校安全は、生徒が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、生徒の安全を整えることをねらいとしている。学校における適切な安全管理(安全点検表等による、定期的・臨時的・日常的な安全点検の確実な実施)と安全教育の充実を図り、安全で安心な学校づくりの推進を図る必要がある。

ここがポイント(取組の重点)

◇各種危機管理マニュアルの作成・改善・見直しは、毎年行うことが必要

(1) 生活安全

- ① 生徒が犯罪の発生や被害等について認識し、犯罪にあわないために、的確な思考・判断に基づいて意志決定や行動選択が出来る対応力を身に付けさせるよう努める。
- ② 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、危険を回避して安全な行動をとることができるように努める。
- ③ 自らの安全の確保はもとより、友人、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さや、安全で安心な社会づくりについて理解を深め、地域の安全に関する活動等に積極的に参加できるよう社会貢献意識の育成に努める。

(2) 交通安全

- ① 二輪車の運転者及び自転車の利用者として、安全に道路を利用するために必要な知識及び技能を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持って行動できるような健全な社会人の育成に努める。
- ② 交通社会の一員としての自覚を持たせ、二輪車及び自転車の通行方法などを中心に遵守すべき交通ルールを再認識させるとともに、自己の安全だけでなく他人の安全に配慮することが、道路交通の安全を確保するために必要であるということを理解させるよう努める。

(3) 災害安全

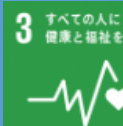
- ① 学校保健安全法第29条に基づき、沖縄県教育委員会発刊の「危機管理マニュアル」等を参考に、学校の実情等に応じた独自の「危機管理マニュアル」を作成する。
※防災教育におけるマネジメントサイクルでは、I-CAPD が有効的である。(I:イメージ) I-CAPD(何が起ころ?—何が問題?→話し合い→対策→実行)サイクルを通した実施計画を作成。
- ② 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるよう指導の充実に努める。
- ③ 市町村の防災担当部局や自治体等の関係機関等と連携した防災指導及び対策等の充実に努める。

■関連資料■

◎『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(追補版)』	文部科学省	令和 6 年
◎『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』	文部科学省	令和 3 年
◎『生きる力をはぐくむ学校での安全教育』	文部科学省	平成 31 年
◎『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』	文部科学省	平成 30 年
◎『生きる力を育む防災教育の展開』	文部科学省	平成 25 年
◎『児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成 25 年
◎『学校における地震・津波災害等対策危機管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成 24 年
◎『学校防災マニュアル：作成の手引き』	文部科学省	平成 24 年

16 学校安全・防災教育の推進 (特別支援学校)

ー 幼児児童生徒の危険回避能力の育成 ー



学校安全は、幼児児童生徒が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、幼児児童生徒の安全を整えることをねらいとしている。学校における適切な安全管理(安全点検表等による、定期的・臨時的・日常的な安全点検の確実な実施)と安全教育の充実を図り、安全で安心な学校づくりの推進を図る必要がある。

幼・小・中・高等学校の教育課程を履修する幼児児童生徒等については、各校種の記載内容も考慮し準用する。

ここがポイント(取組の重点)

◇各種危機管理マニュアルの作成・改善・見直しは、毎年行うことが必要

(1) 生活安全

- ① 安全・安心な生活環境を整えるよう努める。
- ② 事件・事故によるストレス症状の程度に応じた対応に努める。
- ③ 「危機管理マニュアル」等を効果的に活用した防犯避難訓練等を通して、教職員等による幼児児童生徒等の障害の状態に応じた避難誘導及び援助等について修得するとともに、幼児児童生徒の危険回避能力の育成に努める。

(2) 交通安全

- ① 交通安全教育に関しては、生徒自身が安全な行動をとれるように、関連教科、道徳科、特別活動等において、**発達の段階を考慮して**、指導に努める。

(3) 災害安全

- ① 学校保健安全法第29条に基づき、沖縄県教育委員会発刊の「危機管理マニュアル」等を参考に、学校の実情等に応じた独自の「危機管理マニュアル」を作成する。
- ② 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、防災避難訓練等を通して、**教職員等による幼児児童生徒等の避難誘導及び援助等について修得するとともに**、幼児児童生徒等の危険回避能力の育成に努める。
- ③ 「危機管理マニュアル検討委員会」を設置し、必要に応じて見直し作成を行う。その際、点検→改善→計画→実行と活用し改善に努める。(検討委員のメンバーに保護者や地域の関係者等を加えることが望ましい)
※防災教育におけるマネジメントサイクルでは、I-CAPD が有効的である。(I:イメージ) I-CAPD (何が起こる?—何が問題?—話し合い—対策—実行) サイクルによる実施計画を作成。

■ 関連資料 ■

◎『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(追補版)』	文部科学省	令和 6 年
◎『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』	文部科学省	令和 3 年
◎『生きる力をはぐくむ学校での安全教育』	文部科学省	平成 31 年
◎『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』	文部科学省	平成 30 年
◎『生きる力を育む防災教育の展開』	文部科学省	平成 25 年
◎『児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成 25 年
◎『学校における地震・津波災害等対策危機管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成 24 年
◎『学校防災マニュアル：作成の手引き』	文部科学省	平成 24 年